

平成 24 年度奥州市予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

3月11日に発生した東日本大震災は、地震とそれに続く津波、原子力災害による未曾有の複合型災害として、被災地はもとより日本社会全体に大きな影響を与えている。

わが国の経済は、震災の影響により依然として厳しい状況にあるが、製品・部材等の供給体制の立て直しや政策効果により、持ち直しが期待されている。しかし、震災による電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、海外景気の動向や円高、株価の変動、デフレ等により再び悪化することが懸念されている。

このような中で、政府は、平成24年度予算の歳出の大枠を平成23年度並みの71兆円以下、新規国債発行を44兆円以下とする中期財政フレームを8月12日に閣議決定し、9月20日には平成24年度予算の概算要求基準を定めた。概算要求基準では、世界的な金融経済危機に直面しているわが国の経済社会の再生に向けた取組みとして、歳出改革によって捻出された財源をもとに、再生に向けてより効果の高い施策に予算を重点配分する「日本再生重点化措置」を約7,000億円規模で取り組むこととしている。また、震災の復旧・復興対策については、平成23年度の3次補正予算と平成24年度予算を一体的・連続的に編成することで速やかな収束に向けた取組みを進めることとし、平成24年度予算要求については歳出の大枠にとらわれず、制限を設けないこととしている。

2 奥州市の財政運営の状況

合併6年目となる本市は、平成19年3月に策定した奥州市総合計画に掲げる施策を着実に推進しながら、収支の面では合併時に作成した財政計画から大きく乖離することなく推移してきている。

しかし、扶助費、補助費等、繰出金などの経費が増加傾向にあることに加え、岩手競馬の再生や総合水沢病院の経営健全化、二度にわたる大震災に伴う災害復旧事業などに多額の財政支出を余儀なくされており、歳入の根幹をなす市税が景気の低迷により落ち込んでいる中で、本市の財政運営は、地域主権改革に伴う地方交付税の増額によって支えられている側面が強い。

さらに、土地開発公社の債務問題の解消や合併による交付税の特例期間の終了に伴う減額への対応など、早急に取り組まなければならない財政課題を抱えている状況にある。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政指標のうち実質公債費比率及び将来負担比率については、財政健全化計画の策定が必要となる早期健全化基準をいずれも下回っているものの、依然として高い数値となっており、普通会計だけでなく、公営企業、公社等全般にわたる財政の健全化に早急に取り組んでいく必要がある。

今後、国や本市の財政を巡る状況が大きく好転することは当面期待できない状況

であり、第二次行財政改革大綱の実施項目を着実に実現することで、持続可能な財政構造を早期に確立していく必要がある。

平成24年度の歳入見通しは、市税については、雇用の低迷や設備投資の抑制などから増額は見込めない状況にある。また、地方交付税については、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、地方の安定的な財源確保が謳われているものの、巨額の財政赤字を抱える国の財政状況を鑑み、慎重に見込まざるを得ない状況にある。

歳出については、人件費において採用抑制による減少が見込まれる。また、公債費もプライマリーバランスの確保や繰上償還により減少傾向にある。一方、扶助費や繰出金については依然として増加が見込まれており、物件費等の経常経費のさらなる削減が必要な状況にある。

3 予算編成の基本方針

平成24年度当初予算編成に当たっては、震災、原子力災害からの確実な復旧・復興を早期に進めるとともに、総合計画の目指すべき都市像を実現するため、必要な事業を確実に盛り込むこととする。また、長期的な視点で市財政を見据え、経常経費の抑制や地方債等将来負担の縮減を図るとともに、類似施設の統合や事務事業の整理統合など合併によるスケールメリットを改めて追求し、安定的な財政運営の確立を目指すものとする。

このため、市の財政の現状や抱えている財政課題を職員一人ひとりが十分に認識し、引き続き行財政改革の歩みを進めるとともに、次に掲げる事項に留意しながら財政基盤の安定に向け鋭意取り組むものとする。

(1) 総合計画・新市建設計画の推進

平成24年度は、総合計画基本計画後期5年間のスタートの年であり、新市建設計画の仕上げに向かう7年目に当たることから、すべての事業について、効果や手法等を再点検し、真に必要な事業については、確実に実施すること。

(2) 行財政改革の推進

持続可能な行政体を確立するためには行財政改革の推進は不可欠であり、平成24年度当初予算編成に当たっても、第2次行財政改革大綱実施計画の実施項目について、可能な限り予算に反映させること。

(3) 財政健全化の推進

ア 歳入の確保

徴収体制の強化により税、使用料等の収入確保に努めるとともに、未利用市有地の処分を進めるなど、自主財源の一層の確保に努めること。また、市民負担の公平性を確保する観点から、使用料、手数料、負担金等の見直しを行うなど受益と負担の適正化を図ること。

イ 経常経費の縮減と歳出規模の抑制

適正な歳出規模による財政運営の実現を目指し、事務事業の減量・効率化、経費全般の縮減・節減に努めるなど、歳出規模の抑制を図ること。

ウ 選択と集中の徹底

既存の事務事業について、必要性、効果、手法の妥当性などの観点から聖域なく大胆な見直しを行い、優先度の高い施策・事業の重点化を積極的に推進するとともに、類似事業等の整理統合を積極的に進めること。新たに立ち上げる事業については、目的、費用対効果、後年度負担等を十分に検討した上で、予算要求を行うこと。

エ 企業会計等の自立性・健全性の確保

特別会計、企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、一般会計からの繰出金等を最小限にとどめるよう、経営の一層の効率化及び健全経営の確保に最大限努めること。

(4) 市民等との協働による事業の推進

市民の多様なニーズに対応するため、市民やNPOと行政、または市民同士が連携・協力し、それぞれの特性を發揮し、まちづくりに取り組むことが求められている。新規の事業構築や既存事業の見直しに当たっては市民活力を生かした「協働」による事業の推進の可能性を含めて検討すること。